

平成20年6月2日

## 「改正消費生活用製品安全法」

### 長期使用製品安全点検・表示制度 ブロック説明会開催のお知らせ

平成21年4月1日から、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目<sup>1)</sup>について「長期使用製品安全点検制度」が設けられます。本制度は、これらの9品目の製造又は輸入事業者に加えて、小売販売事業者、不動産販売事業者、建築事業者、ガス・電気・石油供給事業者などの事業者、さらには消費者等、それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による事故を防止するための制度です。

また、経年劣化による注意喚起表示の対象となる5品目<sup>2)</sup>について、経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、消費者等に長期使用時の注意喚起を促すため「長期使用製品安全表示制度」が設けられます。

これら2つの制度を広く関係者に周知するため、下記のとおり関係事業者、消費者関係団体、行政関係者等を主な対象とする説明会を開催いたします。

<sup>1)</sup> 屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機

<sup>2)</sup> 扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機、ブラウン管テレビ

#### 1. 長期使用製品安全点検・表示制度 ブロック説明会 の概要

全国9ブロックにおいて長期使用製品安全点検・表示制度の説明会を下記のとおり開催します。

ブロック	日時	場所
北海道	7月2日(水) 13:30～15:00	札幌市内
東北	7月11日(金) 14:00～15:30	仙台市内
関東	6月24日(火) 14:00～15:30	港区内
中部	7月4日(金) 14:30～16:00	名古屋市内
近畿	6月27日(金) 14:00～15:30	大阪市内
中国	7月1日(火) 14:30～16:00	広島市内
四国	6月20日(金) 14:00～15:30	松山市内
九州	7月8日(火) 14:00～15:30	福岡市内
沖縄	7月9日(水) 14:00～15:30	那覇市内

## プログラム

### (1) 開会挨拶

### (2) 改正消費生活用製品安全法 長期使用製品安全点検・表示制度について 経済産業省 製品安全課

## 2. 説明会参加申込み

参加費 : 無料

説明会場の詳細、申込み方法は、以下の表の経済産業省ホームページ及び各経済産業局ホームページに掲載します。

経済産業省 商務流通グループ製品安全課	<a href="http://www.meti.go.jp/product_safety/event/080602.html">http://www.meti.go.jp/product_safety/ event/080602.html</a>	03-3501-4707(直)
北海道経済産業局 産業部消費経済課製品安全室	<a href="http://www.hkd.meti.go.jp/">http://www.hkd.meti.go.jp/</a>	011-709-1792(直)
東北経済産業局 産業部消費経済課製品安全室	<a href="http://www.tohoku.meti.go.jp/">http://www.tohoku.meti.go.jp/</a>	022-215-9887(直)
関東経済産業局 産業部消費経済課製品安全室	<a href="http://www.kanto.meti.go.jp/">http://www.kanto.meti.go.jp/</a>	048-600-0409(直)
中部経済産業局 産業部消費経済課製品安全室	<a href="http://www.chubu.meti.go.jp/">http://www.chubu.meti.go.jp/</a>	052-951-0576(直)
近畿経済産業局 産業部消費経済課製品安全室	<a href="http://www.kansai.meti.go.jp/">http://www.kansai.meti.go.jp/</a>	06-6966-6098(直)
中国経済産業局 産業部消費経済課製品安全室	<a href="http://www.chugoku.meti.go.jp/">http://www.chugoku.meti.go.jp/</a>	082-224-5671(直)
四国経済産業局 産業部消費経済課製品安全室	<a href="http://www.shikoku.meti.go.jp/">http://www.shikoku.meti.go.jp/</a>	087-811-8526(直)
九州経済産業局 産業部消費経済課製品安全室	<a href="http://www.kyushu.meti.go.jp/">http://www.kyushu.meti.go.jp/</a>	092-482-5523(直)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部商務通商課	<a href="http://ogb.go.jp/move/">http://ogb.go.jp/move/</a>	098-866-1731(直)

## 3. その他

都道府県単位でも同様の説明会を開催する予定であり、スケジュールが決まり次第、経済産業省ホームページ(下記)及び各経済産業局ホームページ(上記)に掲載します。

本制度に関係するパンフレット、ガイドライン等は、経済産業省ホームページ(下記)からダウンロードできます。

([http://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/shouan/07kaisei.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html))

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通グループ製品安全課製品安全制度審議室長 矢島

担当者：沓澤、柳原

電話：03 - 3501 - 1511 (内線 3401 ~ 6)

03 - 3501 - 4707 (直通)